

第1章 日本標準職業分類の作成要旨

1 統計の正確性と客觀性を保持し、また統計の相互比較性と利用度の向上を図るためにには、必要な基準の設定が必要であるが、日本標準職業分類はこのような統計基準の1つとして統計調査の職業表章のために設定されたものである。

2 ここに刊行した「日本標準職業分類」（昭和45年3月）は、さきに昭和35年3月に設定した標準分類を改訂したものであり、これは第1回目の改訂である。

3 ここで昭和35年3月の日本標準職業分類設定までの経緯を述べれば、概略次のとおりである。

わが国の職業分類の歴史は遠く昔にさかのほるであろうが、現在の日本標準職業分類の原型は大正9年（1920）の第1回国勢調査に用いられた職業分類である。

この職業分類は、今日の観点から見れば、ほぼ産業分類に近いもので、それに若干の職業的な色彩が加味されたものであった。当時はまだ職業分類と産業分類の観念が明確に区分されておらず、職業分類という名称のもとに実は産業分類が行なわれていたのであり、職業分類と産業分類が区別されたのは、昭和5年（1930）の第3回国勢調査の時であった。その後、昭和15年（1940）の第5回国勢調査から毎回、同調査に用いられる職業分類が作成されてきている。なお大正14年（1925）の第2回国勢調査および昭和10年（1935）の第4回国勢調査では職業表章は行なわれていない。

4 戦後、国際連合が提唱した1950年世界センサスにわが国も参加することになり、総司令部（GHQ）の示唆によって統計委員会に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサスの実行計画と基礎事業である各種分類の研究が進められた。

このさい、各種の専門部会と並んで職業分類専門部会が設けられ、「昭和25年国勢調査用職業分類」（昭和25年9月）が作成された。

この職業分類専門部会の構成は委員会、幹事会および小委員会であったが、職業分類専門部会はひひきづき標準分類を作成することになっていたので、さらに新たに標準職業分類技術委員会が設けられ、構成を委員会、幹事会、小委員会および技術委員会として研究が進められた。

この間に行政機構の改革により、統計委員会職業分類専門部会は昭和27年8月1日から行政管理庁統計基準部職業分類専門部会となったが、構成は元の通りで研究は進められ、草案がまとまったので、これが「日本標準職業分類」（昭和28年3月）として刊行された。なお、この草案はその後「日本標準職業分類」（昭和32年3月）として再刊されている。

5 前記行政機構改革により、行政管理庁長官の諮問機関として統計審議会が昭和27年8月1日から設置され、昭和27年9月18日の第1回統計審議会で統計調査に用いる職業分類の基準の設定に関する諮問が、産業分類、商品分類、地域分類および建設物分類の基準の設定に関する諮問と並んで行なわれた。（諮問第2号統計調査に用いる職業分類の基準の設定について）

この後、統計審議会に職業分類専門部会が昭和27年11月21日から置かれ、日本標準職業分類の設定は職業分類専門部会で審議されることになった。

この審議は長期にわたって続いたが、昭和35年3月22日の第90回統計審議会で日本標準職業分類の設定に関する答申が決定され、行政管理庁はこれを受けて「日本標準職業分類」(昭和35年3月)を刊行した。なお、この審議期間におけるこの分野での動きとしては、総理府統計局による昭和30年国勢調査用の職業分類の作成があり、また1958年には国際労働機関(ILO)による国際標準職業分類(ISCO)の設定があり、これらの経験および研究も考慮して検討が行なわれた。また、この改訂に当たっては総理府統計局による昭和35年国勢調査用の職業分類の作成準備とも関連させている。なお、この時の職業分類部会の構成は、部会および技術委員会であった。